

## 船舶インシデント調査報告書

令和元年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成31年4月7日 15時00分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市御神崎南西方沖 石垣御神崎灯台から真方位220°900m付近 （概位 北緯24°26.8′ 東経124°04.3′）
インシデントの概要	プレジャーボートマリーン ウィングは、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年4月10日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート マリーン ウィング、5トン未満（長さ6.27m） 296-10679 沖縄、個人所有 ガソリン機関、4サイクル、出力84.58kW、回転数毎分6,000、4気筒、ボア79mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船外機を停止して漂流し、約5時間30分の間、魚群探知機の電源を入れた状態で釣りをを行い、帰港しようとしたところ、船外機が始動できなかった。 本船は、海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視船により石垣港浜崎マリーナにえい航された。 船長は、本船で10年以上釣りを行っており、2、3年ごとにバッテリーを交換し、本インシデント当時、出港前にバッテリーの電圧及び液量を確認していた。 本船は、本インシデント後、新品のバッテリーに交換したところ、船外機を始動することができた。
分析	本船は、漂流中、船外機を停止した状態で魚群探知機を使用したことから、バッテリーが過放電して船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂流中、船外機を停止した状態で魚群探知機を使用したため、バッテリーが過放電して船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船外機を停止した状態で電気機器を長時間使用しないこと。
- ・ 充電された予備のバッテリーを搭載しておくことが望ましい。